



令和4年3月2日版

※予告なく修正されることがありますので、必ず中小企業庁HPに掲載されている最新版を御確認ください。

- 中小企業等経営強化法 - 事業継続力強化計画 策定の手引き

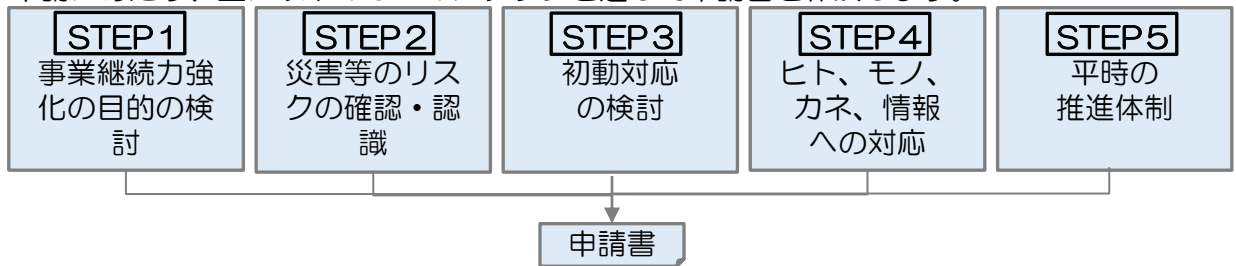
目次

1. 計画策定の手順・・・P1～P2
2. 記載方法・ポイント
 - ・申請書表紙、名称等・・・P3
 - ・事業継続力強化の目標・・・P4～P9
 - ・事業継続力強化の内容・・・P10～P22
 - ・実施期間、必要な資金の額及び調達方法、その他・・・P23

1. 計画策定の手順

5つの検討ステップ

申請にあたり、主に以下の5つのステップを通じて申請書を作成します。



STEP1 事業継続力強化の目的の検討

- ✓ 事業継続力の強化を図るうえで、まずはその**目的を考えることが重要**です。
 - 近年、中小企業の事業活動に大きなダメージを与える大規模災害等が相次いで発生しています。また、IT化の進展等により事業環境の変化が加速しており、事業断絶に伴う機会損失は従来と比べて大きなものになっています。
 - このため、一度、自然災害等が発生すると、「従業員やその家族」、「顧客や取引先」、「地域の方々」等に大きな影響が及ぶことになります。
- ✓ 目的を記載する際は、事業継続力強化計画作成指針（以下参照）に基づき、自らの事業継続力強化が、自然災害等が起こった際に、**経済社会に与える影響の軽減に資する観点**を踏まえて、記載してください。

「事業継続力強化計画作成指針」抜粋（第10）

事業継続力強化の目的については、イの自らの事業活動が担う役割を踏まえつつ、事業継続力強化に当たっての基本的な考え方を検討した上で、サプライチェーンや地域経済全体に与える影響や、従業員に対する責務等、自らの事業継続力強化が自然災害等による経済社会的な影響の軽減に資する観点から、記載するものとする。

STEP2 災害等のリスクの確認・認識

- ✓ ハザードマップ等を活用しながら、まずは事業所・工場などが立地している地域の**災害等のリスクを確認・認識**しましょう。被害想定を基に、「ヒト（人員）」「モノ（建物・設備・インフラ）」「カネ（リスクファイナンス）」「情報」の4つの切り口から自社にどのような影響が生じるかを考えます。
- ハザードマップ等の入手方法
 - 地域の自治体HP
 - 国土交通省ハザードマップポータルサイト <https://disaportal.gsi.go.jp/>
 - 国土交通省川の防災情報 <https://www.river.go.jp/>
 - J-SHIS（地震ハザードステーション） <http://www.i-shis.bosai.go.jp/>

STEP3 初動対応の検討

- ✓ 災害等が発生した直後の初動対応を検討します。以下の取り組みが求められます。
 - ①人命の安全確保、②非常時の緊急時体制の構築、③被害状況の把握・被害情報の共有

STEP4 ヒト、モノ、カネ、情報への対応

- ✓ STEP2で検討したヒト、モノ、カネ、情報への影響を踏まえ、災害に備え事前にどのような対策を実行することが適当か検討します。

STEP5 平時の推進体制

- ✓ 事業継続力の強化は計画するだけでなく、平時の取組（訓練）が大切です。平時から繰り返し取り組むことで、緊急時においても落ち着いて、適切に対応することができるようになります。以下の点に留意することが大切です。
 - ①経営層の指揮の下、事業継続力強化計画の内容を実行すること（平時の推進体制に経営陣が関与すること）
 - ②年に一回以上の訓練・教育を実施すること
 - ③計画の見直しを年1回以上実施すること

1. 計画策定の手順

<感染症の対策について>

新型コロナウイルス感染症により、感染症のリスクが顕在化し、対策を講じることも必要です。既に自然災害に対する事業継続力強化計画を策定している中小企業の皆様におかれましても、本手引きを元に、感染症対策を追加した計画の策定に取り組んでいただくようお願いいたします。

	全脅威共通の取組	地震対策	洪水対策	感染症対策
リスク想定	経営資源への影響等	建築物の倒壊 等	機械設備の浸水による破損 等	市民の外出自粛に伴う売上減少 等
事前対策	リスクファイナンス対策の検討 等	避難経路の確保、緊急参集要因の従業員の選定 等	排水ポンプの導入等	マスク等の備蓄 在宅勤務の実施のための環境整備 等
		設備の固定 等		
事後対策	緊急時体制の構築方法や移行基準 等	被害情報の共有方法を決めておく 等		時差出勤の導入 等
		安否確認、避難誘導 等		
継続的改善	年に一度以上の訓練の実施 訓練の実施状況等を踏まえた計画の見直し 等			

<既に事業継続計画（BCP）等を策定済みの場合>

- ✓ 既に自社にて事業継続計画（BCP）等を作成済みの場合は、下記の記載例を参考に記入してください。
- ✓ **BCP等は、該当部分を参考書類として申請書に添付してください。**
- ✓ 添付するBCP等については、全て添付する必要はありません。BCP等において、社内の機密情報は塗りつぶしで構いません。

<記載例>

策定済みBCP等の該当部分を転記の上、添付した策定済みBCP等の該当ページ番号を記載ください。

項目	初動対応の内容	発災後の対応時期	事前対策の内容
1 人命の安全確保	従業員の避難	発災直後	Xxを避難場所として定めてあり、従業員に対してはポスター等により掲示している。避難場所までの経路に問題がないかどうか、総務部で半年に一度確認している。(添付BCP Pxx参照)
	従業員の安否確認	発災直後	-----
	生産設備の緊急停止方法	発災直後	-----
	顧客への対応方法	発災直後	-----

2. 申請書表紙、名称等

【様式第28（申請表紙）】

様式第28

事業継続力強化計画に係る認定申請書

年 月 日

主たる事務所が所在する都道府県を管轄する各経済産業局長としてください。

殿

住所
名称
代表者の役職及び氏名

中小企業等経営強化法第56条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

✓申請日を記載
してください

✓省略せず、正式名称
で記載してください。
※押印は不要です。

✓認定申請書の提出の
際に、（備考）は必
要ありません。

【別紙】

1 名称等

1 名称等

事業者の氏名又は名称 カブシキカイシャチュウオンギギョウ 株式会社 中小企業

代表者の役職名及び氏名 代表取締役 中小 太郎

資本金又は出資の額 1,000万円 常時使用する従業員の数 100名

業種 非鉄金属製造業

法人番号 ●●●●●●●●●●●●●●●● 設立年月日 1993年●月●日

- ✓ 事業者の氏名又は名称にはフリガナを記載してください。
- ✓ 個人事業主等、法人番号（13桁）が指定されていない場合は「法人番号なし」と記載してください。
- ✓ 業種は 日本標準産業分類の中分類を記載してください。
（日本標準産業分類コード <https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>）
※判断に迷われる際は、最寄りの経済産業局等にお問い合わせください
- ✓ 事業者の氏名又は名称において、例えば名前がカタカナ、アルファベット等を使用されている場合でも、フリガナを明記してください。

次ページへ

2. 事業継続力強化の目標

2 事業継続力強化の目標

<記載例>

自社の事業活動の概要	<p>(電子部品の製造・販売の記載例) 当社は、主に大手電機メーカーA社の〇〇部品の製造を担っており、当該部品の過半数のシェアを握るなどサプライチェーン上の重要な役割を担っている。</p> <p>(野菜等の小売業の記載例) 当店は、地域において野菜を主に販売しており、一般顧客だけでなく、地域の複数の飲食店へ野菜を卸しており、当店が早期復旧しないと、これら飲食店への影響を及ぼす。</p> <p>(コンビニ店の記載例) 当店は、地区唯一のコンビニであり、物販等の販売だけでなく、宅配便の取次、公的機関への料金収納や、代金収納なども実施しており、当店が早期復旧しないと、地域住民の生活に支障が生じるおそれがある。</p> <p>(製造業の記載例) ※感染症の記載例 当社は、主に大手電機メーカーA社に〇〇部品を供給しており、当該部品供給の過半のシェアを有するなど、サプライチェーン上の重要な役割を担っている。このため、感染症拡大等の影響による消費の減退により、当社の生産活動が縮小、もしくは事業が停止するとサプライチェーンや地域の雇用に大きな影響が生ずる。</p>
------------	---

<記載例>

事業継続力強化に取り組む目的	<p>下記3点を目的に、事業継続力強化に取り組む。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 自然災害発生時において、人命を最優先として、社員と社員の家族の安全と生活を守る。2. 地域社会の安全に貢献する。3. 部品の供給の継続、又は早期の再開により、お客様への影響を極力小さくする。 <p>(以下、感染症対策を含む場合の記載例) 下記2点を目的に事業継続力強化に取り組む。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 災害時においても物品の供給を継続し、お客様や地域の雇用への影響を最小限に抑える。2. 感染症の発生時においても人命を最優先して、従業員とその家族の安全と生活を守る。 <p>(以下、感染症対策の場合の記載例) 下記2点を目的に事業継続力強化に取り組む。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 感染症の発生時には、従業員等関係者とその家族との生命の安全を及び雇用の確保を最優先する。2. 感染症が流行した場合であっても、感染拡大防止に全力を尽くし、生産活動を継続し、仕入れ先への影響を極力小さくすること、また取引先への供給責任等を果たす。
----------------	--

自社の事業活動の概要欄

- ✓ 自社がどのような事業を営んでいるのかを、分かりやすく簡潔に記入してください。
- ✓ 業種等に加え、自らの事業活動が担う役割について、**サプライチェーンにおける役割または地域経済などにおける役割の記載がない場合、計画書の不備として認定の対象とはなりません。**

事業継続力強化に取り組む目的欄

- ✓ 何を目的として事業継続力の強化を図るのかを検討し、記載します。
- ✓ 自社が担う役割を踏まえつつ、下記の観点について自社の理念等と照らし合わせて考えてください。
- ✓ 自社が被災した場合の**サプライチェーンや地域経済への影響度や、従業員に対する会社の姿勢について、可能な限り具体的に記載してください。**
 - 従業員やその家族に対する責務
 - 自社の企業理念や経営方針
 - 顧客・取引先や地域経済に対する影響
 - 事業継続力強化に当たっての理念や基本的な方針

2. 事業継続力強化の目標

<記載例>

事業活動に影響を与える自然災害等の想定

(記載例その1)

当社の事業拠点は〇〇県〇〇市にあり、以下の自然災害が予想される地域である。

・今後30年以内に震度6弱以上の地震が発生する確率が19.5% (J-SHIS地図参照)。

当該地震による津波が20cm。

・水災時に20cm～50cmの浸水(〇〇市ハザードマップ参照)。

また、例年、年に数回、台風が通過していることから、風害や一時的な豪雨による被害も想定される。

(記載例その2)

当社の事業拠点における事業活動に影響を与える主な自然災害は、所在地の自治体が発行するハザードマップで確認。

・●●県●●町:震度6弱以上の地震が想定される、浸水想定地域 1m以上浸水

・●●県●●市:震度5強以上の地震が想定される。

・●●県●●市:特に大規模地震や水害の想定がない地域である。

(記載例その3)※感染症の記載例

当社の事業拠点は、〇〇県〇〇市にあり、現状の感染症の感染状況等を踏まえると、(再度)感染症の影響が拡大し、感染者が全国各地で発生した場合、事業の継続に支障をきたす可能性がある。

事業活動に影響を与える自然災害等の想定欄

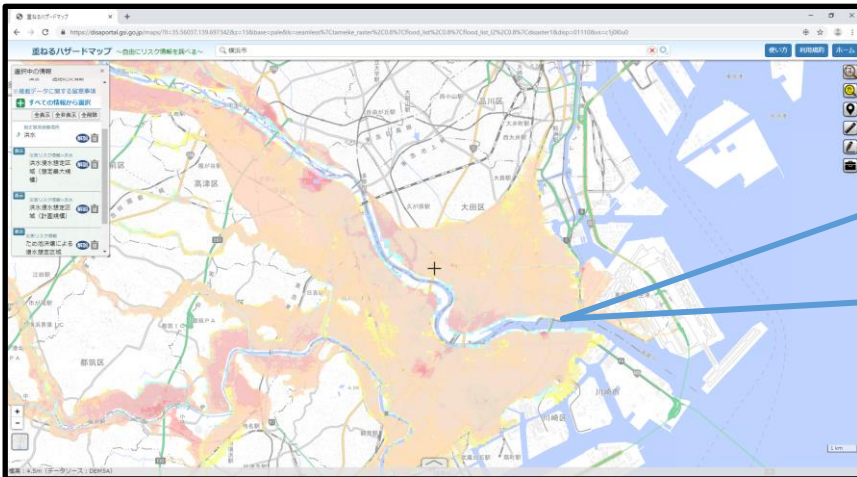
- ✓ ハザードマップやJ-SHIS (地震ハザードステーション) 等を確認し、想定される自然災害等を記載してください。
- ✓ 自然災害等の想定にあたっては、**自社の事業活動に甚大な影響を与える可能性が高い自然災害を一つ以上記載してください(全ての自然災害等を網羅する必要はありません)**。
- ✓ 複数の拠点を持つ場合、個々の拠点ごとの詳細な被害想定までは不要です。P8の<被害想定のお考え>を参照ください。
- ✓ 地震については、予想震度や津波の予想高さ、水害については浸水の予想高さ等を具体的に記載してください。

ハザードマップ等の確認方法 (再掲)

<ハザードマップ等の入手方法>

- ・ 地域の自治体HP
- ・ 国土交通省ハザードマップポータルサイト：<https://disaportal.gsi.go.jp/>
- ・ 国土交通省川の防災情報：<https://www.river.go.jp/>
- ・ J-SHIS (地震ハザードステーション)：<http://www.j-shis.bosai.go.jp/>

<国土交通省ハザードマップ (洪水) の例>



✓ 浸水の想定区域が着色されています。

✓ ハザードマップ等に基づき、自社、取引先等の立地状況を確認し、どの程度の被害となりそうかを確認します。

2. 事業継続力強化の目標

<記載例①（自然災害のみ）>

自然災害等の発生が事業活動に与える影響

想定する自然災害等のうち、事業活動に与える影響が最も大きいものは震度6弱以上の地震であり、その被害想定は下記の通り。

（人員に関する影響）

営業時間中に被災した場合、設備の落下、避難中の転倒などにより、けが人が発生する。また、公共交通機関が停止すれば、従業員が帰宅困難者となるほか、夜間に発災した場合、翌営業日の従業員の参集が困難となる。併せて、従業員の家族へも被害が生ずる。

これら被害が事業活動に与える影響として、復旧作業の遅れ、事業再開時において、特定の従業員が専属で担当していた部分について業務再開が困難となること、生産量が減少することなどが想定される。

（建物・設備に関する影響）

事業所の建物は、新耐震基準を満たしているため、揺れによる建物自体への直接被害は軽微。一方、設備は、停電が発生すれば、一時的に停止。また、揺れにより生産機器が損傷するほか、配管や配線類が断裂する。津波が発生すれば、中間財や生産済の在庫も損傷するおそれ。

インフラについては、電力・水道は1週間程度、都市ガスは2週間程度、供給が停止するほか、公共交通機関は1週間ほど機能不全となるおそれ。これら被害が事業活動に与える影響として、生産ラインの全部又は一部の停止などが想定される。

（資金繰りに関する影響）

資金繰りについては、設備の稼働停止や営業停止によって営業収入が得られないことで、運転資金がひっ迫するおそれ。建物・設備に被害が生ずる場合にあっては、これらの復旧費用が必要となる。これら被害が事業活動に与える影響として、円滑な資金調達ができなければ、運転資金が枯渇することや復旧費用を捻出できないことが想定される。

（情報に関する影響）

オフィス内にあるサーバー（顧客情報、財務資料、設計図面などを保管）が津波等により破損すれば、バックアップしているデータ以外は喪失するおそれ。これら被害が事業活動に与える影響として、重要な情報が喪失すれば、取引先への支払、売掛金の回収、取引先からの注文の受託や納品した機器等のメンテナンス対応などが困難となることが想定される。

（その他の影響）

取引先の被災や公共交通機関の影響により、1週間程度、原料である鋼材の調達が困難になれば、最終製品の出荷が不可能になるおそれ。これら被害が事業活動に与える影響として、取引先と約定通りの製品納入を行えないなどの事態が想定される。

自然災害等の発生が事業活動に与える影響

- ✓ 想定した自然災害等のうち、最も大きな被害が想定される自然災害を対象として、「ヒト」、「モノ」、「カネ」、「情報」の観点から事業活動に与える影響を想定します。
- ✓ P8の<事象リスト>と、P9の<脆弱性リスト>を参考にし、自社に当てはめて事業活動に与える影響を考えてみましょう。
- ✓ その他には、インフラによる影響、風評被害における影響、自社は直接被害がないが取引先の被災による間接的な影響などが考えられます。

次ページ

2. 事業継続力強化の目標

<記載例②（感染症含む）>

自然災害等の発生が事業活動に与える影響

想定する自然災害等のうち、事業活動に与える影響が最も大きいものは、大雨等による水災、及び感染症の感染拡大の影響であり、その被害想定は下記の通り。

（人員に関する影響）

○水災による影響

・交通機関の停止に伴い、従業員の出勤が困難になる。

○感染症による影響

・国内で感染症の発生が確認された場合には、移動の制限や行政からの外出自粛要請等により店舗等における必要な人員が確保できなくなることが想定される。

・国内で感染が拡大し、本人又は家族が感染した場合には、長期間出勤できなくなる従業員が複数発生することが想定される。

これら被害が事業活動に与える影響として、従業員が専属で担当していた顧客に関する情報や業務の引き継ぎが滞る。加えて営業等の停止を検討せざるを得なくなり、顧客に迷惑をかけることなどが想定される。

（建物・設備に関する影響）

○水災による影響

・大雨により事務所及び工場が浸水し、事務所のパソコン等の電子設備や、工場の生産設備等が浸水することが想定される。

○感染症による影響

・国内で感染が拡大し、従業員が感染した場合には、飛沫や接触により、コピー機や端末、文房具等の共有物や、水回り等に病原体が付着すること、感染拡大の防止のための設備・備品

（空気清浄機、防護服等）のコストが想定され、生産活動の縮小もしくは、営業活動を一時的に停止すること等が想定される。

これら被害の事業活動に与える影響として生産ラインの一部又は全部の停止が想定される。

（資金繰りに関する影響）

○水災による影響

・事業活動の停止により収入が得られないことで、運転資金が逼迫する恐れがある。また、浸水により一部設備の修理や新規設備購入が必要となることが想定される。

○感染症による影響

・国内で感染症の発生が確認された場合には、感染拡大防止の目的から従業員の出勤率を下げることで生産ラインの稼働率の低下が想定される。加えて、感染拡大防止のための設備・備品等の調達コストが発生し、収益を圧迫することが想定される。

これら被害が事業活動に与える影響として、売上が急減する一方、固定費等の支出が増加し、資金繰りが悪化することが想定される。

（情報に関する影響）

○水災による影響

・事務所内のサーバー（顧客情報、財務諸表等を保管）の浸水により、バックアップデータ以外は喪失し、取引先からの売掛金の回収が困難になる等の影響が想定される。

○感染症による影響

・国内で感染症の発生が確認された場合には、在宅勤務の実施時に、従業員の自宅パソコンから会社の機密情報等の重要情報が漏えいし、取引先への信用を失うことが想定される。

・国内で感染が拡大し、従業員が感染した場合には、決算関係の財務情報等など、重要な情報を扱う従業員が通勤できなくなることが想定される。

（その他の影響）

○水災及び感染症による影響

・取引先の被災や公共交通機関の影響、また、感染症流行期における人や物資の移動制限の影響により、1週間程度、原料である鋼材の調達が困難になれば、最終製品の出荷が不可能になることが想定される。

これら被害が事業活動に与える影響として、取引先と約定通りの製品納入を行えない等の事態が想定される。

自然災害等の発生が事業活動に与える影響

- ✓ 想定した自然災害等のうち、最も大きな被害が想定される自然災害等を感染症などを含む2つ以上想定した場合、**自然災害と感染症に分けて記載することも有効です。**
- ✓ 外部インフラの途絶や感染症流行期の人や物資の移動制限により、類似の影響が想定されるケースもあります。その様な場合には、共通の影響と記載いただいても結構です。

2. 事業継続力強化の目標

<被害想定のお考え方>

事象と脆弱性を考慮した際に、自社が受けると想定される内容が「影響」です。ここでは、「事象」と「脆弱性」を掛け合わせて考えます。

(例1)

- ①事象：地震による大きな揺れ
- ②脆弱性：予想される震度に対し、建物の耐震対策が行われていない
- ③影響：××地震等により、震度××以上の揺れが発生した場合、△△の耐震対策が行われていないため、建物が倒壊する

(例2)

- ①事象：感染症の影響により人と物資の移動制限が発生する
- ②脆弱性：十分な資金が確保できていない
- ③影響：資金調達が困難になり、経営が逼迫し、従業員の雇用の維持が困難になる。

「事象」「脆弱性」について以下に例示していますので、二つを掛け合わせて自社の想定される「影響」を考えてください。

<事象リスト>

区分	事象
地震	地震による大きな揺れ
水害	大雨・洪水・高潮・津波により浸水する
	土砂が敷地内に流れ込む
風害	強風が生じる
火災	火災が生じる
ライフライン	停電する
	ガスが停止する
	断水する（上下水道が利用停止となる）
	通信障害により電話・メール・インターネットが利用できない
交通	電車が止まる
	高速道路が通行止めになる
	一般道が通行止めになる
	港湾が利用停止になる
	空港が利用停止になる
	落橋が生じる
供給不足	食料・物資が不足する
	燃料が不足する
感染症	人の移動の制限や物資供給の途絶が発生する
	外出・営業制限により、売上が急減する

次ページへ

2. 事業継続力強化の目標

<脆弱性リスト>

区分	脆弱性	災害の種類
ヒト	在宅・リモートワークで実施できない業務がある	全て
	業務スキルを有したメンバーが限られている	全て
	業務の実施に当たり多数の人員を必要とする	全て
	災害対策に関して最新の情報が不足している、緊急時に協力先が限られている	全て
	緊急時に適切な対応を取れるメンバーが限られている	全て
	従業員に対し、感染予防策が周知徹底されていない	感染症
	感染拡大時に対応できる勤務形態や雇用維持策が検討できていない	感染症
モノ	従業員数に対し、十分な量の物資を備蓄していない	全て
	上下水道の停止に備えた対策が行われていない	全て
	出火する可能性のある電気設備に対し、出火防止の対策が行われていない	全て
	ガス、火気、化学物質を用いており、揺れや浸水による二次災害の防止策が行われていない	全て
	自社設備が使用不可になった場合の対応策（代替拠点、代替生産先など）が検討されていない	全て
	取引先が災害対策を行っていない	全て
	事業に必要な資源の調達先を把握していない	全て
	非常時における電源の確保策を行っていない	全て
	非常時の輸送手段が確保されていない	全て
	在宅勤務実施のための環境整備を行っていない	全て
	予測される震度に対し、建物の耐震対策が行われていない	地震
	予測される震度に対し、設備の耐震対策が行われていない	地震
	ガラスの破損に備えた対策が行われていない	地震
	照明、天井の落下に備えた対策が行われていない	地震
	高所からの重量物落下に対して対策が行われていない	地震、雪害
	浸水対策が行われていない	水害
	浸水想定より低い位置に物品が保管されている	水害
原材料の調達先の多くを国外に依存している	感染症	
マスクや消毒液等の衛生用品を備蓄していない	感染症	
カネ	保険等による建物や設備損壊等への補償内容が不十分である	全て
	災害直後の運転資金の用意が不十分である	全て
	事業停止に備え、保険・共済などへの加入を実施していない	全て
	資金の積み立て不足により、災害時に使える現金がない	全て
	事業転換を図りたいが元出資金がない	全て
	感染症の影響により、長期にわたる売上の大幅な減少に対応できる資金がない	感染症
	資金不足で感染防止対策のための設備導入が出来ない	感染症
情報	データのバックアップを実施していない	全て
	バックアップデータを近隣の施設で保管している	全て
	在宅・リモートワークによる業務環境を構築していない	全て
	在宅勤務時の情報漏えいの対策が検討できていない	全て
	浸水想定に対し、システムが適切な場所に設置されていない	水害
その他	物流の混乱に備えた代替ルートが確保されていない	全て
	取引先の被災に備えた物資の備蓄等を行っていない	全て

2. 事業継続力強化の内容

3(1) 自然災害等が発生した場合における対応手順

<記載例①（自然災害のみ）>

項目		初動対応の内容	発災後の対応時期	事前対策の内容
1	人命の安全確保	従業員の避難方法	発災直後	<ul style="list-style-type: none"> 自社拠点内の安全エリアの設定 社内の避難経路の周知・確認 避難所までの経路確認
		従業員の安否確認方法	発災直後	<ul style="list-style-type: none"> 安否確認システムの導入 従業員の連絡網の整備 (携帯電話番号、メールアドレス、SNS等)
		生産設備の緊急停止方法	発災直後	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時の機器停止手順の周知・確認
		顧客への対応方法	発災直後	<ul style="list-style-type: none"> 顧客の避難場所の周知、誘導體制の確立
2	非常時の緊急体制の構築	代表取締役を本部長とした、災害対策本部の立ち上げ	発災後1時間以内	<ul style="list-style-type: none"> 設置基準の策定 災害対策本部の体制整備等
3	被害状況の把握 被害情報の共有	被災状況や、生産・出荷活動への影響の有無の確認 当該情報の第一報を顧客及び取引先並びに地元の市当局、商工団体に報告	発災後12時間以内	<ul style="list-style-type: none"> 被害情報の確認手順の整理 被害情報及び復旧の見通しに関する関係者への報告方法、対外的な情報発信方法の策定等
4	その他の取組	-----	-----	-----

✓ 「人命の安全確保」、「非常時の緊急体制の構築」、「被害状況の把握、被害情報の共有」として、P12の推奨項目（推奨欄に●が記載されている事例）について対応ができていますか確認してください。未対応の場合は推奨事項を優先的に対応することを推奨します。（それぞれの項目に記載がない場合、計画書の不備として認定の対象とはなりません。）

✓ 「従業員の避難方法」と「従業員の安否確認方法」については必ず記載する必要があります。（従業員がいない場合には自身や家族等と読み替えて記載してください。）

✓ 自然災害と感染症の両方の対策について記載いただく必要はありません。想定した自然災害等に対する必要な対策を記載してください。

✓ 推奨事項を既に対応済みの場合、その他の対策事例を参考にして、自社の状況と、今後取り組むべき対応を検討してみましょう。

✓ 各「初動対応の内容」欄に複数の事前対策の内容を記載する場合、「発災後の対応時期」欄にも複数記載します。

✓ 申請にあたっては、連絡網などの詳細なリスト（機微情報）の添付は不要です。

2. 事業継続力強化の内容

3(1) 自然災害等が発生した場合における対応手順

<記載例②（感染症含む）>

項目	初動対応の内容	発災後の対応時期	事前対策の内容
1 人命の安全確保	従業員の避難方法	発災直後 / 国内感染者発生後	○水災 ・自社拠点内の安全エリアの設定 ・社内の避難経路の周知・確認 ・避難所までの経路確認 ○感染症 ・事業所内に消毒液の設置、従業員の手洗い等の徹底 ・従業員や家族に対する手洗い、マスク着用の徹底 ・自家用車等の公共交通機関以外の通勤手段の承認
	従業員の安否確認方法	発災直後 / 国内感染者発生後	○水災 ・安否確認システムの導入 ・従業員の連絡網の整備 (携帯電話番号、メールアドレス、SNS等) ○感染症 ・体調不良の従業員(派遣労働者等含む)の出勤停止や交代勤務規定の整備 ・出勤前の従業員やその家族等における検温の励行、自宅待機中の従業員への定期的な連絡や報告
	生産設備の緊急停止方法	発災直後	・緊急時の機器停止手順の周知・確認
	顧客への対応方法	発災直後 / 国内感染者発生後	○水災 ・顧客の避難場所の周知、誘導體制の確立 ○感染症 ・従業員へのマスクの着用を義務づける ・消毒が必要と考えられる設備、事業所等の場所へ店内の消毒の徹底 ・事務所への立ち入りについて必要性を検討するとともに、当該者に対し、従業員に準じた感染症防止対策を措置。
2 非常時の緊急時体制の構築	代表取締役社長を本部長とした、対策本部の立ち上げ	発災後1時間以内 / 国内感染症発生期	○水災・感染症共通 ・設置基準の策定 ・対策本部の体制整備等 ○感染症 ・感染者状況が日々刻々と変化に対応する対策の策定・変更等を検討するための体制整備(産業医等の産業保健スタッフの活用を含む)
3 被害状況の把握 被害情報の共有	被災状況や感染者発生による、生産・出荷活動への影響の有無の確認 当該情報の第一報を顧客及び取引先並びに地元 の市当局、商工 団体、及び保健 所等に報告	発災後12時間以内 / 社内感染者発生後	○水災・感染症共通 ・被害情報の確認手順の整理 ・被害情報及び復旧の見通しに関する関係者への報告方法、対外的な情報発信方法の策定等 ○感染症 ・個人情報の保護を踏まえた感染者発生を報告するための連絡先の整備、取引先等へ報告方法、自社HP掲載の仕方等の確認 ・濃厚接触者の特定方法の整理
4 その他の取組	保健所の指示に従い事業所の封鎖、消毒等対応	社内感染者発生後	・平時から感染症発生を想定し、具体的な対処方針を産業医と相談 ・最寄りの保健所の連絡先一覧の作成

2. 事業継続力強化の内容

3(1) 自然災害等が発生した場合における対応手順

<人命の安全確保の例>

#		小区分	具体的対策事例	推奨	コスト	必要期間
1	人命の安全確保	従業員の避難方法	自然災害に備え、社内の〇〇や社外の△△を避難場所・安全エリアとする ※社内の第一工場、地域の公民館等	●	-	1時間～
2			従業員・来訪者に対する避難誘導手順を作成する	●	-	1週間～
3			従業員を対象に、〇〇により、避難経路・避難場所を周知する ※朝礼、ポスター、訓練等	●	-	1週間～
4			自然災害の初動対応のため、〇〇を備蓄する ※<安全の確保>ヘルメット、長靴、手袋、雨合羽、担架、ゴムボート、拡声器等		ヘルメット 1,000円 ~/1個	1日～
5			感染症対策のため、従業員に対して手洗いの実施等の呼びかけ	●		1時間～
6			従業員を出社させなくても支障がないように、予め従業員の多能工化を検討			1週間～
7		従業員の安否確認方法	安否確認に向け、従業員の連絡先リスト（電話番号、メール、SNS等）を作成する	●	-	1日～
8			安否確認に向け、〇〇の利用方法を従業員に周知する。 ※災害用伝言ダイヤル「171」や、「災害用伝言板」等		-	1日～
9			〇〇等を用いた安否確認システムを導入する。 ※LINE、SNS等		LINE 無料 LINE Works 1ID 200 円/月	1週間～
10			国内感染者が発生した際における出勤前の検温の励行、体調不良を訴える社員の出勤の停止	●		1日～
11		社内に感染者が発生した場合のため、産業医からの助言を踏まえた適切な労働安全衛生管理の取組等について確認	●		1週間～	
12		生産設備の緊急停止方法	生産設備の緊急停止手順をあらかじめ確認する	●	-	1週間～
13			従業員に対して停止手順を周知する	●	-	1週間～
14			緊急停止の訓練を実施する		-	1週間～
15			〇〇の緊急停止に関する手順書を作成する ※生産設備、点検設備、検査設備等		-	1ヶ月～
16		二次災害の危険性を生じさせる〇〇等は、災害時の安全を配慮して保管する ※化学物質（アルミ粉末）や有害物質（重金属、硫酸、油等）等		-	1ヶ月～	
17		顧客への対応方法	顧客の避難経路、避難場所を設定する また、自社社員による避難誘導の手順を検討する	●	-	1週間～
18			（小売・サービス業等）放送設備がある場合は、店内放送により顧客を誘導する手順を検討する		-	1日～
19			（小売・サービス業等）トイレ、エレベーター等に閉じ込められた者がいないかを確認する手順を検討する			1日～
20			感染症の国内発生期においては、顧客への感染拡大を防ぐために、従業員へマスクの着用を義務づける。	●		1時間～

2. 事業継続力強化の内容

3(1) 自然災害等が発生した場合における対応手順

<非常時の緊急時体制の構築の例>

#	小区分	具体的対策事例	推奨	コスト	必要期間
1	非常時の緊急時体制の構築	(災害) 対策本部の要員として、事業所から〇〇km圏内に住む者を予め選定する		-	1時間～
2		災害対策本部の構成要員、班の役割を定める	●	-	1週間～
3		災害対策本部の設置基準を決定する 例えば、 〇〇地区にて1)震度〇以上の地震が発生した場合、2)大規模な水害の危険性が予測され災害対策本部長が必要と認められたとき、3)気象庁より特別警報が出されたときなど	●	-	1時間～
4		災害発生時の参集基準を定める		-	1時間～
5		上位者の不在時に備え、代行して意思決定を行う代行者を定める		-	1時間～
6		災害対策本部を設置した際の社内への周知方法を定める		-	1週間～
7		人事、産業医、保健師を加えた感染症対策本部の設置を定める	●	-	1週間～

<被害状況の把握、被害情報の共有の例>

#	小区分	具体的対策事例	推奨	コスト	必要期間
1	被害状況の把握	どの事業所の被害状況について、誰がどのような情報を把握し、把握した情報をいつまでに、社内の誰に伝えるのか、あらかじめ取り決める	●		1週間～
2		気象情報・防災情報（避難勧告・指示の発令状況など）を入手するための手段を整理しておく ※主な気象情報・防災情報の獲得ソース ・気象庁 HP（各種気象情報、警報、潮位等） ・国土交通省 HP（ハザードマップポータル、川の防災情報等） ・各自治体の防災ポータルサイト等		-	1時間～
3		警察、消防、各種指定公共機関（電力、ガス、水道など）へ問い合わせるための連絡先リストを作成する		-	1時間～
4		民間気象予報会社などによるアラート配信サービスを利用する		20,000円 ～/月	1日～
5		災害時にも連絡が可能となるよう、〇〇と〇〇など複数の通信手段を確保する ※<通信手段の確保の例> 複数社の携帯電話、PHS、IP電話、Skype・LINE等の音声通話、衛星携帯電話、MCA無線		100,000 円～/個 (衛星携帯電話)	1週間～
6	被害情報の共有	社内で取り纏めた情報のうち、顧客及び関係者の誰に対して、どのような情報を、何時間後までに共有するのかあらかじめ取り決める。		-	1週間～
7		主要な顧客、取引業者の連絡先リストを作成する。	●	-	1週間～
8		顧客及び関係者に対し、被害状況、復旧見通し等の情報の伝達手段として〇〇を定める。 ※HPの更新、SNSの活用等		-	1週間～
9		HPやSNSの更新は複数の担当者が実施できるようにする。		-	1日～
10		社内に感染者及び濃厚接触者が確認された場合、HPやSNS等を活用し、顧客及び取引先等に情報の共有をし、感染症リスクを最小限にとどめる。	●		1週間～

2. 事業継続力強化の内容

3(2) 事業継続力強化に資する対策及び取組 - A

✓各経営資源（ヒト、モノ、カネ、情報）について、A～D欄に＜現在の取組＞には現在の取組状況と＜今後の計画＞には今後の取組案を記入してください。

✓その際、各経営資源（A ヒト、Bモノ、Cカネ、D情報）において、自然災害等の影響がないものについては記載する必要はなく、自社にとって、事業継続上どのような対策を講じることが特に有効であるか、という観点で検討してください。

<A 欄 記載例（自然災害のみ）>

A	自然災害等が発生した場合における人員体制の整備	<p><現在の取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、具体的な対策は行っていない。 <p><今後の計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所から10km圏内に居住する従業員を緊急参集担当に任命する。非常時に従業員が参集できるよう、緊急参集担当には、電動機付自転車を貸与する。 ・自然災害時を想定して、従業員の多能工化を進める。この取組は、増産対応が必要な場合にも有効に機能する。 ・他地域（〇〇県〇〇市）の自社工場との間で、人員融通のための体制を整備する。また、これらの取組が有効に活用できるよう、平時から複数の工場間の人事交流を行う。
---	-------------------------	---

<A 欄 記載例（感染症含む）>

A	自然災害等が発生した場合における人員体制の整備	<p><現在の取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在具体的な対策は行っていない。 <p><今後の計画></p> <p>○水災・感染症共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の業務等を担当する従業員が出社できなくなった時のために、各担当員の業務を平時からマニュアル化する、仕入れ先毎の取引メモ（納品日、在庫等）を作成し、従業員同士で共有する。また、有事に備えてクロストレーニング（訓練）も平時から実施する。 <p>○感染症</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内で感染症の発生が確認された場合には、予め感染症予防マニュアルを作成しておき、従業員に対するマニュアルに則った手洗い・うがいや咳エチケットの徹底、予防接種等を推奨する等の取組を実施する。 ・国内で感染症が拡大している場合には、地域の感染状況を見ながら、交代勤務を導入、在宅勤務を可能とする環境整備をするとともに、事務所内においても参加者が一定数を超える会議の延期若しくは中止または、オンラインによる実施の検討をする。加えて、業務開始前に従業員の検温を行い記録する。加えて、濃厚接触アプリの利用を従業員に徹底させる、一定人数以上の会食を避ける様指導する等の取組を実施する。
---	-------------------------	---

<参考>

#	脆弱性	具体的対策事例	コスト	必要期間
1		会社の近隣に居住する従業員の〇〇人を緊急参集要員として任命する	-	1時間～
2	出勤しないと実施不可な業務がある	感染症対策のため、在宅勤務できる環境を整える	数万円～/月 (クラウドサービス)	1週間～
3	特定の人にしかできない業務がある	〇〇など、社員の多能工化を進める ※経理業務を複数の担当者が実施できるよう人事異動・研修を行うなど	-	1ヶ月～
4	多くの人員を必要とする業務がある	株式会社〇〇（親事業者等）に対し、被災時に応援要員を派遣してもらうよう取り決めをしておく	-	1ヶ月～
5		OB社員に対し、被災時に業務を支援してもらうよう取り決めをしておく	-	1ヶ月～
6	多くの人が集まる定例会議等がある	予め、会議の延期や中止、オンラインによる実施の検討をする	数万円～/月 (クラウドサービス)	1時間～

2. 事業継続力強化の内容

3(2) 事業継続力強化に資する対策及び取組 - B

<B 欄 記載例（自然災害のみ）>

B	事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入	<p><現在の取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、具体的な対策は行っていない。 <p><今後の計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ・停電の発生に備えて、無停電電源装置及び自家発電設備を導入する。 ・水道の停止に備えて、近くを流れる川から水を汲み上げるポンプを備蓄する。 ・工場及び倉庫の開口部に止水板を設け、床上1mまでの浸水被害を免れるようにする。 ・揺れによる生産設備の損傷を防ぐため、簿価500万円以上の生産設備の全てに、免震装置及び非常時の緊急停止装置を備える。 ・他地域の自社工場において代替生産ができるよう、社内の製造設備の金型や作業工程の標準化を進める。これらの取組のため、被災事業所分の生産をカバーするため、〇〇の生産ラインを増強する。 ・主要取引先である大手B株式会社と連携し、生産設備に被害が及んだ場合は、同社の生産設備を借り、生産を継続する。 <p>【税制優遇の対象となる設備導入を予定している場合】 当該設備について、どのような目的で、具体的にどのような設備を導入するかを記載する。</p> <p>◆記載例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害として水害が想定されるため、主要な生産設備を保護するため、〇〇工場入口に止水板を設置する。 ・災害発生時の停電を想定して、自家発電設備を導入し、事業継続を図る。なお、全てのラインを稼働させることは困難であるため、平時の2割のラインを稼働させるに必要な電源を3日間確保するための自家発電設備を導入する。 <p>【日本政策金融公庫の融資を利用する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資を受けて、具体的にどのような設備、機器を導入するか記載すること。後述の「5 事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法」にも必ずこれらの取組について概要（導入する設備・機器）を記載すること。
---	-------------------------	---

<B 欄 記載例（感染症含む）>

B	事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入	<p><現在の取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、具体的な対策は行っていない。 <p><今後の計画></p> <p>○水災</p> <ul style="list-style-type: none"> ・停電に備えて自家発電設備を導入する。 ・自家発電設備や事務所内にあるサーバー等重要設備を、想定浸水域（20cm～50cm）上回る場所に移設する。 <p>○感染症</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内で感染症の発生が確認された場合には、マスクや消毒液等の衛生用品の品薄状態や、行政からの外出自粛要請等が予想されるため、平時から衛生用品を備蓄しておくことに加えて、在宅勤務の実施に向けたテレワークシステムを導入する。 ・国内で感染が拡大している場合には、マスクの着用を義務づける、事務所内の従業員間の適正距離を保つ及び、従業員の移動（動線）を見越して接触の無い様にするため、机の配置を見直す、机間にパーティションを設置する、オフィス内換気設備を設置する、共有する物品（テーブル等）の定期的な消毒の実施等の感染症対策を実施する。
---	-------------------------	---

✓税制優遇を受ける場合は、本項目「3（2）B事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入」に、どのような目的で、具体的にどのような設備を導入するかを、また、「3(3)事業継続力強化設備等の種類」に設備の名称や所在地等を、「5事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法」に用途や資金調達方法を記載する必要があります。

✓日本政策金融公庫の低利融資等の金融支援を受ける場合は、本項目「3（2）B事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入」に、どのような目的で、具体的にどのような設備を導入するかを、また、「5事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法」に用途・用途や資金調達方法等を記載する必要があります。

2. 事業継続力強化の内容

3(2) 事業継続力強化に資する対策及び取組 - B

<参考>

#	脆弱性	具体的対策事例	コスト	必要期間
1	インフラ代替手段が未整備である	停電に備え、〇〇を設置する ※災害対策本部に必要な照明設備、充電用モバイルバッテリー、事業継続に必要な蓄電器・発電機など	数十万円/個～ (発電機)	1週間～
2		ITが利用できない場合に備え、代替手段として〇〇を実施する※手書き伝票での対応など	-	1週間～
3	耐震対策が十分でない設備がある	〇〇の固定状況、耐震対策の状況を確認し、必要に応じて固定または免震装置を導入する ※棚、什器、机、パソコン、モニターなど	1,000円～/個 (固定器具)	1週間～
4		〇〇の耐震性能を診断する。耐震性能が不足している建物は耐震補強工事を実施する※本社ビル、工場など	数十万円～(耐震補強工事費用)	3ヵ月～
5	高所から重量物が落下する可能性がある	重量のある〇〇は棚の下部で保管し、高所で保管しない	-	1日～
6	二次災害の可能性がある設備がある	二次災害の危険性がある〇〇に自動停止機能を設置する※ボイラーや火気設備など	数十万円～	3ヵ月～
7		出火する可能性のある電気設備等があるため、当該設備に感震ブレーカーを設置する	3,000円～/個	1日～
8	浸水対策が十分でない建物がある	敷地外周に〇〇などを設置し、敷地内に水が流入しないようにする※コンクリート塀など	50,000円～(3㎡のブック塀)	3ヵ月～
9		〇〇などの開口部に防水板を設置する※建物出入口	10,000円～/枚	3ヵ月～
10		重要設備(受変電等)や在庫品に〇〇などの防水措置を実施する※周囲に防水堤を設け周りを囲う、架台を高く作り上方へ持ち上げる	数十万円～	3ヵ月～
11		設備ピット下部に釜場を作り、排水ポンプを設置する	100,000円～/個	3ヵ月～
12	物品の保管場所が浸水対策の面で不適切である	棚にある〇〇を高い位置に上げておく ※貴重品や重要書類、電化製品など	-	1週間～
13		敷地内の周囲より窪んでいる箇所に商品などを保管・仮置きしない	-	1日～
14	自社設備が使用不可になった場合に業務継続が不可になる	遠隔地の同業者である株式会社〇〇と、災害時の相互応援協定(例えば同業者に代替生産を行うことや、復旧に向けた支援を行う)を締結する	-	3ヵ月～
15		株式会社〇〇にて代替生産を行うため、〇〇を実施する※手順書の整備、設備の共有、訓練など	-	3ヵ月～
16	特定の取引先が被災した場合、自社の業務継続が困難になる	重要な業務に関する取引先に対しては、〇〇を要請する※事前対策の策定、防災対策の充実など	-	3ヵ月～
17	事業に必要な資源の調達先を把握していない	事業に必要な資源(設備、資材、燃料)の調達先リストを作成する	-	1週間～
18	備蓄品が未整備である	災害発生直後から活動する従業員数(対策本部要員)を基に、備蓄しなければならない物資・量を検討、準備する ※仮設・簡易トイレ、浄水器、飲料水、食料、毛布、保温シート、カセットコンロ・ボンベ、ラジオ、TV、救急セット、マスク、消毒液等の衛生用品	携帯トイレ 500円～/個 ポータブル水洗トイレ 30,000円～/個	1週間～
19	感染症拡大期に対する事業所等の環境が未整備である	マスクや消毒製品等の衛生用品を備蓄しておく	マスク 2,000円/50個	1時間～
20		換気設備や、パーティションを設置する	パーティション 1,000円/個～	1週間～
21		事務所や、店舗の従業員間及びお客の適切な距離が保たれるように机の配置を見直す。	-	1日～
22	感染症収束時の事業再開のための対策及び計画の策定が遅れている	迅速な復旧・再開を妨げる課題を洗い出す	-	1ヵ月
23		ビジネスモデルの転換、今後の環境に合わせた設備の導入等の見直しを行う	-	3ヵ月

2. 事業継続力強化の内容

3(2) 事業継続力強化に資する対策及び取組 - C

<C 欄 記載例（自然災害のみ）>

C	事業活動を継続するための資金の調達手段の確保	<p><現在の取組></p> <ul style="list-style-type: none">・現在、火災保険に加入している。火災保険の対象範囲は、建物、生産設備及び在庫等となっている。・現状、火災保険の対象外となっている水害や地震が発生した場合は補償の対象とならないことに加え、これら被害により休業等が発生した場合における休業補償も契約していないため、復旧費用や運転資金などの資金調達が困難となることが想定される。 <p><今後の計画></p> <ul style="list-style-type: none">・現在加入している火災保険について、水災補償特約を加えるほか、火災も含めて休業補償も追加して契約する。加えて、地震時の建物補償として地震共済に加入する。・地震が発生した際に緊急融資が受けられるよう、地元の金融機関（銀行・信金・信組等）の担当者及び商工会の経営指導員と日々コミュニケーションを取る。
---	------------------------	--

<C 欄 記載例（感染症含む）>

C	事業活動を継続するための資金の調達手段の確保	<p><現在の取組></p> <ul style="list-style-type: none">・現在、取引銀行等との自然災害等発生時における資金繰り体制の相談など、具体的な対策は行っていない。 <p><今後の計画></p> <p>○水災</p> <ul style="list-style-type: none">・既加入の火災保険を見直し、水災補償特約に加入するとともに、製品在庫を補償対象に追加する。・コミットメントラインの設定を取引のある金融機関と締結しておく。 <p>○感染症</p> <ul style="list-style-type: none">・国内で感染症が発生していない平時の段階において、感染症による休業補償を得られる企業総合保険やビジネス総合保険等の加入を検討する。・国内で感染が拡大している場合には、光熱費の減免措置や、給付金等の公的支援策についての情報を調べ、要件を満たしている場合には、直ちに申請できるように平時より経営データを整備しておく。また、金融機関に対する既存債務の返済猶予・条件変更や、新たな運転資金の相談をする。・感染症が流行し、公的支援策等の適用が公表された際には、よろず支援拠点や商工団体への使用可能な公的支援策の活用や相談、公的支援策（各種給付金、助成金、セーフティネット保証制度等）の活用を行う。
---	------------------------	---

- ✓災害等発生時には、1) 早期復旧ができない場合、事業再開までの運転資金の確保、2) 建屋・設備が被災した場合、修繕・新築・新設に必要な設備資金が必要となります。
- ✓自社の現在の1) 資金状況、2) 保険・共済の活用状況、3) 金融機関との協議状況などを考慮しながら、今後、取り組むべき対応策を検討してみましょう。
- ✓資金の確保手段を検討する際は、以下の点も合わせて検討することが考えられます。
 - ・ハザードマップ等を通じ、自社にどれぐらいの被害が想定されるか。
 - ・運転資金の確保、復旧費用など、どの程度の資金が必要になるか。
 - ・保険の対象範囲をしっかりと把握しているか。
 - ・災害等発生時に資金の不足が見込まれる場合、誰に相談するか。
- ✓感染症拡大期には、外出自粛などにより、事業活動の抑制を余儀なくされる場合があり、国では事業継続を支援するために大きく分けて4つの観点から支援策を準備しています。こういった支援策を調べ、活用することも有効です。下記の様な支援策を活用するためには、売上に関するデータ等の経営状況を示す書類の提出を求められるケースが多くあります。平時から、経営状況等に関する重要な書類等については整理しておくことが大切です。
 - ①資金の確保 例) 各種給付金 等
 - ②支払の抑制 例) 各種光熱費等の減免措置 等
 - ③従業員の雇用維持 例) 各種助成金 等
 - ④設備投資・販路開拓等による売上の維持 例) 各種補助金 等

2. 事業継続力強化の内容

3(2) 事業継続力強化に資する対策及び取組 - C

<参考>

#	脆弱性	具体的対策事例	コスト	必要期間
1	資金面の想定被害を把握していない	ハザードマップや、過去の感染症などを基に、 ①自社の建物や設備にどの程度の被害額（復旧に必要な金額）が生じるか ②代替生産のための費用、休業中の従業員への給与、買掛金の支払い等 どの程度の資金が必要かを想定する	-	1ヶ月～
2	現預金や保険の加入状況を把握していない	現預金や保険の加入状況（対象災害の種類、対象設備、補償金額など）を確認する。想定される被害金額から不足する場合は、保険会社金融機関、商工会議所等に相談の上、追加策を検討する	-	1ヶ月～
3	建物や設備損壊等への補償が不十分である	建物や設備損壊等への補償が不十分と想定した場合、地震保険や地震共済への加入を検討する	保険内容により異なる	1ヶ月～
4	災害直後の運転資金に対する補償が不十分である	災害直後の運転資金に備え、休業中の利益を補填する保険（損失利益補填保険）※1や、融資枠の確保（災害対応型コミットメントライン）※2を行う ※1災害に起因する事業停止等による喪失利益を補償する保険 ※2災害発生等を条件に、あらかじめ定めた極度額や金利条件等での借り入れが可能な融資制度	内容により異なる	1ヶ月～
5	融資について、災害時の免除特約等の条項を考慮していない	新規の融資に際しては、災害時元本免除特約付融資での借り入れを検討する ※災害時元本免除特約付融資：あらかじめ定めた基準に抵触する災害発生時に、元本の全部または一部が免除される特約付融資	内容により異なる	1ヶ月～
6	事業停止に備えた、共済などへの加入を実施していない	事業停止に備えて、小規模企業共済に加入する 小規模企業共済：小規模企業対象の積立型共済。災害以外にも傷病時に低金利での貸し付けを利用可能	内容により異なる	1ヶ月～
7	資金の積み立て未実施により、災害時に使える現金がない	〇〇により計画的な資金の積み立てを行い、災害時の際の現預金に厚みを持たせる ※定期預金、積立型預金、株や債券への長期分散投資	内容により異なる	1ヶ月～
8	外出自粛要請に伴い売上が困窮する恐れ	危機時を見越した資金の確保について、商工団体や金融機関、保証協会等とコミュニケーションをとる。	-	1週間～
9		国や行政において、どのような支援策があるのか、活用するための準備をしておく。	-	1時間～
10	事業転換により生き残りを図りたいが資金がない	ビジネスモデル転換に向けた資金調達、業態転換支援（新型コロナウイルス感染症緊急対策）事業等の活用準備	-	1ヶ月～
11	公的支援策がわからない。	よろず支援拠点や商工団体への使用可能な公的支援策の相談。	-	1ヶ月～

2. 事業継続力強化の内容

3(2) 事業継続力強化に資する対策及び取組 - D

<D 欄 記載例（自然災害のみ）>

D	重要情報の保護	<p><現在の取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、具体的な対策は行っていない。 <p><今後の計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧客名簿や帳簿について、電子化し、クラウド上のサーバーに保管する。 ・事業所内の設備を記録するため、毎月1日に事業所内の写真を撮る。
---	---------	---

<D 欄 記載例（感染症含む）>

D	事業活動を継続するための重要情報の保護	<p><現在の取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、具体的な対策は行っていない。 <p><今後の計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ○水災 ・顧客名簿等重要書類をクラウド上のサーバーに保存する。 ○感染症 ・国内で感染症の発生が確認された場合には、国のHPの最新情報を随時確認し、従業員が使用するパソコンのセキュリティ状況をチェックし、必要に応じてセキュリティ対策を講じるなど、在宅勤務が実施できる環境を整備しておく。
---	---------------------	---

- ✓ 「現在の取組」に現在自社で行っている「情報」に関する取り組みを記載してください。
- ✓ P6で検討した自社の「脆弱性」を確認してください。以下を参考に自社の脆弱性に対する必要な対応策を検討し、「今後の計画」に記載してください。
- ✓ 余裕のある事業者の方は、以下の観点から追加で対応策を検討し、記載してください。
 - ・社内の重要情報は何かあるか。
 - ・重要情報は、どこにどのような形態（紙、サーバー、個人PCなど）で保管されているか。
 - ・データのバックアップ、バックアップ媒体の遠隔地保管など、災害時にも情報が消失しない、または利用を継続するための対策を行っているか。
 - ・サーバーに対する免震装置の導入は、税制優遇の対象です。詳細はP20を参照ください。

<参考>

#	脆弱性	具体的対策事例	コスト	必要期間
1	情報設備の設置場所が浸水対策の面で不適切である	（事業所が川、海岸沿い、低地など、水害の危険性が高い場合）水害に備え、〇〇を2F以上に設置する ※電源装置、配電盤、各種電子機器、サーバールーム、金庫、重要書類など	-	1ヵ月～
2	データのバックアップを実施していない	データのバックアップを〇〇の頻度で取得する ※毎年、毎月、毎日など	数万円～/月（クラウドサービス）	1週間～
3	バックアップデータを近隣の施設で保管している	バックアップデータについて、〇〇などにより、同時に被災しないような仕組みを構築する ※遠隔地への保管、クラウドサービスの利用など	数万円～/月（クラウドサービス）	1週間～
4	リモート業務環境が未整備である	クラウド環境を利用し、通常時とは異なる拠点からのシステム利用を可能とする。	数万円～/月（クラウドサービス）	1週間～
5	災害対策に関わる情報を人的ネットワーク構築の未実施により取得できていない	〇〇の定例会に参加し、災害対策の情報交換と、緊急時に備えた相互支援のための人的ネットワークの構築を実施する ※同業者組合、業界団体など	-	3ヵ月～
6	リモートワークの実施に必要なセキュリティ体制が未整備である	リモートワークの実施に必要な規程やルールを定める。リモートワーク下における情報セキュリティ対策を実施する。	-	1週間～

2. 事業継続力強化の内容

3(3) 事業継続力強化設備等の種類 ※税制優遇を活用しない場合はこの欄の記載不要です。

	(2)の項目	取得年月	設備等の名称/型式	所在地
1	B	R4.9	排水ポンプ/METI01	●●県/××市〇〇〇〇
2	B	R4.10	架台(既に取得等をした自家発電設備(機械装置用)/METI02	●●県/××市〇〇〇〇
3	B	R4.11	サーモグラフィ装置/METI03	●●県/××市〇〇〇〇
	設備等の種類	単価(千円)	数量	金額(千円)
1	機械装置	2,000	1	2,000
2	機械装置	1,000	1	1,000
3	器具備品	600	2	1,200
確認項目				チェック欄
上記設備は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)及び消防法(昭和三十二年法律第八十六号)上設置が義務づけられた設備ではありません。				✓

- ✓ 租税措置の適用を受けようとする場合には、計画に基づき導入を予定している事業継続力強化設備等について必要事項を記入してください。(本欄に記載した設備は「3(2)」「5」にも記載している必要があります。)
- ✓ 「(2)の項目」欄には、「3-(2)事業継続力強化に資する対策及び取組」のA~Dのどの項目に対応するものなのかを記載します。
- ✓ 計画の認定を受けた日から同日以後1年を経過する日までの間に取得等をする必要があるため、それを踏まえた「取得年月」を記載ください。
- ✓ 「設備等の種類」欄につきましては、必ず税理士等の判断を受けてから、必ず「機械装置」「器具備品」「建物附属設備」のいずれかを記載いただきますようお願いいたします。
- ✓ 「所在地」は設備の設置場所を記載してください。
- ✓ 当該設備が特定できるよう型式まで正確に記載してください。型式が不明な場合は、対象設備等であることが分かるカタログや、仕様書等を添付してください。

<設備一覧>

中小企業等経営強化法施行規則(平成11年通商産業省令第74号)第29条の規定に基づき、自然災害(「器具及び備品」については、自然災害又は感染症)の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する減価償却資産のうち、以下に掲げるものが対象となります。

減価償却資産の種類 (取得価額要件)	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置(※) (100万円以上)	自家発電設備、浄水装置、揚水ポンプ、排水ポンプ、制震・免震装置 (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)
器具及び備品(※) (30万円以上)	自然災害：全ての設備 感染症：サーモグラフィ装置 (同等に、感染症の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)
建物附属設備 (60万円以上)	自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、無停電電源装置、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、制震・免震装置、架台(対象設備をかさ上げるために取得等をするものに限る。)、防水シャッター (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)

※「機械及び装置」及び「器具及び備品」には、「対象となるものの用途又は細目」欄に掲げる対象設備をかさ上げるための架台で、資本的支出により取得等をするものを含む。

本税制の対象設備は、上の表に該当するもののうち、計画における目標の達成に真に必要な設備であること、またその数量が適切であること及び内容の実現に資するものであることにつき、経済産業大臣の確認を受けた設備が対象です。※ただし以下の①~③のいずれかに該当する設備は対象外となります。

- ①消防法(昭和三十二年法律第八十六号)及び建築基準法(昭和二十五年法律第二〇一号)に基づき設置が義務づけられている設備
- ②中古品、所有権移転外リースによる貸付資産
- ③設備の取得等に充てるための国又は地方公共団体の補助金等の交付を受けて取得等をする設備

2. 事業継続力強化の内容

3(4) 事業継続力強化の実施に協力する者の名称等

<記載例>

名称	A株式会社
住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇ー〇
代表者の氏名	〇〇 〇〇
協力の内容	・ 自然災害に備えた事前対策の取組強化について、技術的な助言を受けるほか、自社の生産設備に支障が生じた場合、同社の生産設備を借りて、代替生産を行うことについて、検討・決定する。
名称	B銀行〇〇支店
住所	〇〇県〇〇市…
代表者の氏名	〇〇 〇〇
協力の内容	・ 被災時において、最大〇〇万円までの緊急融資を受けられる契約を結んでおくとともに、〇〇県信用保証協会のセーフティネット保証を活用することについて、事前に協議を行う。 ・ コミットメントラインや事前融資予約などについても、今後協議を進める。
名称	C商工会議所
住所	〇〇県〇〇市…
代表者の氏名	〇〇 〇〇
協力の内容	○水災 ・ 大規模な水害の発生が見込まれる際、注意喚起を依頼する。 ・ 水害に対する事業継続の強化に関する指導を依頼する。 ○感染症 ・ 行政の支援策の概要や申請手続きについて情報提供を依頼する。

事業継続力強化の実施に協力する者の名称等

- ✓ 事業継続力強化を進めるにあたって中小企業を取り巻く関係者（親事業者・政府関係金融機関等）による働きかけや支援を受ける場合、記載します。
- ✓ 上記のような事業者・団体がいない場合、記入はせず空欄のままにします。

<参考>

- ・ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う、事業継続力強化計画の策定促進に向けた普及啓発、事業継続力強化計画の策定に関する指導・助言、事業継続力強化に関する支援人材の育成等
- ・ サプライチェーンにおける親事業者が行う、下請け中小企業者へのセミナー等を通じた普及啓発、事業継続力強化に向けた取組の支援、下請協力会や業界単位での取組の支援 等
- ・ 損害保険会社が行う、個々の中小企業者が抱えるリスクの種類・規模や事前対策によるリスク低減効果を反映した保険引き受け条件の設定、地方公共団体等との連携による支援 等
- ・ 政府系金融機関、地域銀行・信用金庫・信用組合等の地域金融機関が行う、事業継続力強化に向けた取組を支える資金の融資、地方公共団体等との連携による支援 等
- ・ 地方公共団体が行う、事業継続力強化計画の認定制度の活用促進に向けた普及啓発、事業継続力強化計画と連動する補助金・制度融資等の独自のインセンティブ措置の実施 等
- ・ 商工会及び商工会議所が行う、事業継続力強化計画の策定に関する指導・助言、自然災害等発生時の被害状況の把握及び地方公共団体への報告 等
- ・ 中小企業団体中央会が行う、組合を通じた、事業継続力強化計画の策定に関する指導・助言、組合員企業が有する事前対策に関する知見の共有 等

2. 事業継続力強化の内容

3(5) 平時の推進体制の整備、訓練及び教育の実施その他の事業継続力強化の実効性を確保するための取組

<記載例①（自然災害のみ）>

計画の推進及び訓練・教育については、代表取締役社長の指揮の下、実施する。社内の管理職全員で組織する「防災・減災対策会議」（年2回開催）において、具体的な取組を検討・決定する。毎年5月を目処に、全社員参加の訓練を実施する。また、実態に則した計画となるように、年1回以上計画の見直しを実行する。

<記載例②（感染症含む）>

○水災・感染症【共通】

- 代表取締役社長の指揮の下、計画の推進及び訓練を実施する。
- 実態に則した計画となるように、年1回以上計画の見直しを実行する。
- 原則、年1回以上事業継続に向けた訓練を実施する。

○感染症

- 毎年2月頃に経営層の指導の下、全従業員参加の感染症のセミナーを実施するとともに、従業員が感染した場合を想定した訓練（平時からの時差出勤やテレワーク等）を年1回実施する。
- 平時から手洗い等の感染症予防策対策を習慣づける。

✓ 実効性の確保には、経営層の関与が必要不可欠です。必ず、経営層のコミットメントについて記載してください。平時の体制を活用することも有効です。

- 例えば、製造工程の安全操業のための工程安全管理委員会を設置し、月1回見直し会議を回っている場合、当該会議に災害対策を追加する等。

✓ **以下の3点全てについて、自社の取組を検討し、必ず記載してください。**

- 平時の取組推進について、経営層の指揮の下実施する。
- 年1回以上、訓練や教育を実施する体制を整える。
- 年1回以上、計画の見直しを計画する。

推進体制の構築

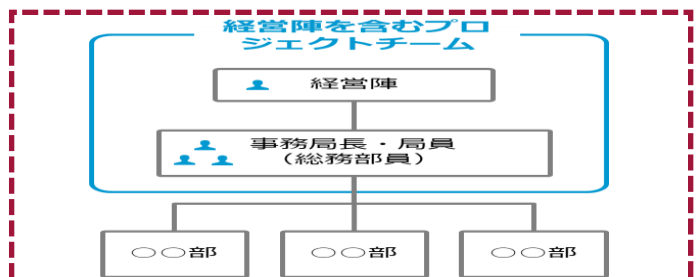
- ✓ 事業継続力の強化は、トップによる強いリーダーシップの下で推進することが必要です。
- ✓ **経営者またはそれに準ずる者を責任者として任命し、体制を構築します。**

訓練・教育の実施

- ✓ 事業継続力強化計画の考え方や内容が社内です浸透するためには、**定期的な訓練や教育**が必要です。
- ✓ 事業継続力強化に特化した会議の他、日頃から事業継続力強化について意見交換を図ることが望まれます。

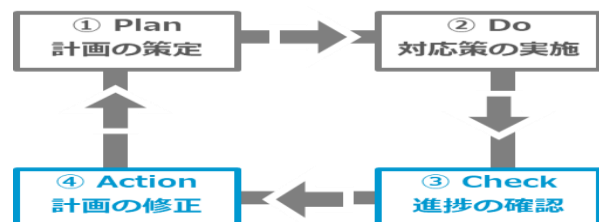
計画の見直し

- ✓ 計画の見直しについては、①業務変化への対応、②事業継続力強化計画の見直し、という二つに分けられます。
- ✓ それぞれ二つの視点から計画の見直しをする責任者や見直しの時期をあらかじめ定めておくことが重要です。



教育活動の例

- 毎年1回以上、経営者が従業員に対して事業継続力強化計画の進捗状況や問題点を説明する
- 従業員各自が計画の取組状況や役割分担の定期的な確認を行う
- 策定した計画のポイントに関する社内研修会を実施する
- 計画の内容等に関する社内掲示を実施する
- 毎月の役員会議や全社勉強会などの際に、短い時間でも構わないので計画に関する報告の時間を作る



2. 実施期間、必要な資金の額及び調達方法、その他

4 実施期間

4 実施期間
2021年12月 ～ 2024年11月

- ✓ 実施期間について、3年以内の取組であることを確認してください。
- ✓ 期間の開始は本申請書の申請日以降の年月からとしてください。
- ✓ 状況に変化が生じた場合には、計画に記載した実施期間の終了を待たず、計画内容の見直しを検討し、変更申請してください。（軽微な変更は除く。）

5 事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及び調達方法

<記載例> ※計画の実施に資金が掛からない場合は記載不要です。

実施事項	使途・用途	資金調達方法	金額(千円)
事前対策	設備の復旧費用の支払い	当該設備にかかる損害保険等への加入	50,000
事前対策	従業員への給与の支払い	C銀行からの融資	5,000
事前対策	自家発電設備、免震装置、排水ポンプの導入費用の支払い	自己資金	3,700

- ✓ 事業継続力強化に係る対策について、必要な資金の額とその調達方法を記載します。特に設備導入のため税制優遇や金融支援を受ける場合、必ずここに記載してください（日本政策金融公庫の低利融資を使う場合はその旨明記）。
- ✓ 「3（3）事業継続力強化設備等の種類」に記載し、税制優遇を利用して強化設備等の導入を予定している場合には、上記の欄に、強化設備等の導入時の資金調達方法を具体的に記載し、かつ「3（2）事業継続力強化に資する対策及び取組B」にも記載する必要があります。
- ✓ 「損害保険への加入」等を「資金調達方法」に記載する場合は、「金額」の欄には、加入に際して必要な保険料ではなく、事業の継続に必要な金額（＝補償対象となる事由が発生した場合に自社に支払われる保険金の金額）を記載してください。
- ✓ 日本政策金融公庫の融資等の金融支援を受けて設備導入を予定している場合、本欄に加え3(2)Bの対策として、誰がどのような目的でどのような設備導入を行うか具体的に記載されている必要があります。

6 その他

(1) 関係法令の遵守(必須)

確認事項	チェック欄
事業継続力強化の実施にあたり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)、下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第二十号)、下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第四十五号)に抵触する内容は含みません。	✓

✓チェックが
要です。

(2) その他事業継続力強化に資する取り組み(任意)

確認事項	チェック欄
レジリエンス認証制度(※1)に基づく認証を取得しています。	
ISO 22301認証(※2)を取得しています。	
中小企業BCP策定運用指針に基づきBCPを策定しています。	✓

✓該当するもの
みにチェック
※チェックがない
場合でも審査に影
響ありません。

- ✓ 本計画の申請時には、別途資料（例えば既に策定されているBCPやレジリエンス認証制度の申請書、ISO22301認証の申請書等）を添付し、参照することが認められています。（参照する場合は、計画一式を添付する必要はなく、認定審査を容易にできるように該当箇所を明示しておく必要があります。）